

沖縄漁業安定基金事業
漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）助成規程

第1条 目的

本規程は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付21水港第2597号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）第3の2-7-（2）の（4）のアの（ア）のcの（a）の規定に基づき、沖縄漁業安定基金事業漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）（以下「助成事業」という。）の適切な管理及び執行に資することを目的とする。

第2条 経費の管理

- 1 公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下「振興基金」という。）は助成事業に係る経費を他の経理と区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整理保管するものとする。
- 2 融資機関は、助成対象事業の実施に伴う収入及び支出について、他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を整理保管するものとする。
- 3 上記1項及び2項に係る帳簿及び関係証拠書類の保管期間は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間とする。

第3条 事業の内容

振興基金は、下記2項に規定する資金を借入した助成対象者に、この沖縄漁業安定基金事業漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）助成規程（以下「助成規程」という。）の定めるところにより、利子助成金を交付する。

1 助成対象者

この事業の利子助成を受けることができる者は、運用通知の第3の2-7-（2）の（3）の事業実施者のうち平成27年2月3日以降に融資機関からの資金の貸付けを受けた者であって、次のいずれかに該当するもの（以下「助成対象者」という。）とする。なお、（1）の確認及び証明にあつては運用通知別記様式第52号により、（2）の確認及び証明にあつては運用通知別記様式第53号により、（3）の承認にあつては運用通知別記様式第54号により、それぞれ申請するものとする。

- （1）米軍訓練等水域により、漁業経営に影響を相当程度受けると認められる旨の漁業協同組合又は沖縄県漁業協同組合連合会（やむを得ない場合には、市町村長）の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の確認を受けた漁業者（漁業を営む法人を含む。以下同じ。）
- （2）米軍訓練等水域により、事業に影響を相当程度受けると認められる旨の沖縄県漁業協同組合連合会（やむを得ない場合には、市町村長）の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の確認を受けた漁業協同組合
- （3）（1）又は（2）に掲げる者のほか、運用通知の第3の2-7-（2）の（5）に規定する事業検討委員会において、米軍訓練等水域により、事業に影響を相当程度受ける者であ

ると認められ、水産庁長官の承認を受けた漁業者又は漁業協同組合

2 対象資金

この事業の利子助成の対象となる資金の種類は、次に定めるものとする。

(1) 設備資金

助成対象者である漁業者が借り入れる、漁船の装備に関する設備の導入等のための設備資金

(2) 運転資金

助成対象者が借り入れる、漁業活動等を継続するための短期運転資金

3 融資枠

この事業の利子助成の対象となる資金の融資枠の上限は、次に定める資金の種類に応じそれぞれ次に定める額とする。

- | | |
|------------------------------|-------|
| (1) 助成対象者である漁業者が借り入れる設備資金 | 3 千万円 |
| (2) 助成対象者である漁業者が借り入れる運転資金 | 5 百万円 |
| (3) 助成対象者である漁業協同組合が借り入れる運転資金 | 1 千万円 |

4 利子助成期間

この事業の利子助成の対象となる期間は、次に定める資金の種類に応じ、それぞれ次に定める期間とする。

(1) 設備資金

償還終了までの期間又は貸付の日から 5 年（漁船関係資金にあっては 10 年）のいずれか短い期間とする。

(2) 運転資金

償還終了までの期間又は貸付の日から 1 年のいずれか短い期間とする。

5 利子助成の額

この事業の利子助成の額は、次に定める資金の種類に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 設備資金

利子相当額又は年利率 4 % として算出した額のいずれか低い額

(2) 運転資金

利子相当額の 1 / 2 に相当する額又は年利率 4 . 5 % として算出した額の 1 / 2 に相当する額のいずれか低い額

【留意事項】

- 共同所有者等の施設等の更新についての借り入れは、それぞれの施設等の持分に比例させた割合とするか連帯債務での借り入れとする。
- 融資額が事業の融資枠を超える場合には、原則契約書を事業の範囲内融資分とそれ以外に区分する。

第 4 条 対象事業の実施等手続

1 対象事業の承認申請並びに交付申請

- (1) 利子助成金の交付を受けようとする第3条の1の助成対象者（以下「借受者」という。）は以下に定める様式により、「漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）実施申請書（以下「申請書」という。）」を作成し、融資機関に提出するものとする。また、借受者は融資機関が定める事務取扱に係る契約書の他、以下に定める書類の全てを併せて提出するものとする。

なお、複数の資金を借り受ける場合は、一括して承認を受けることとする。

〈必要書類〉

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）実施申請書 （様式申－1①・③）

事業実施申請並びに利子助成金の支払請求等に関する委任状 （様式申－1②・④）

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）

に係る利子助成金の受入口座届（新規） （様式申－2①・②）

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）

に係る利子助成金の受入口座届（変更） （様式申－2③・④）

※ 第3条の1に該当する助成対象者であることの証明する書類の写しを添付すること。

【留意事項】

- 借受者は、受入口座届（新規）（様式申－2①又は②）を提出後、やむを得ず利子助成金の受入口座を変更する場合には、受入口座届（変更）（様式申－2③又は④）を記入し、前回提出した受入口座届の写しとともに提出すること。
- (2) 融資機関は、借受者が事業対象者として適格であることを確認の上、申請書等を取り纏め、(1)に挙げる必要書類を毎月10日までに振興基金に提出するものとする。

（融資機関が借受者を適格と確認するための要件）

- ① 第3条の1の(1)、(2)及び(3)の助成対象者承認を受けた漁業者又は漁業協同組合
- ② 少なくとも当該資金の償還期間中は事業活動を継続することが確実であって、かつ、適正な事業運営が行われると融資機関が認めた者

2 事業の承認と交付決定等

(1) 事業承認と交付決定の手続き

振興基金は、融資機関より受領した申請書等を確認するとともに1の(2)に規定する借受者の要件を確認し、第3条の3に定められた融資枠の範囲内で事業の承認・交付を決定し、融資機関経由にて速やかに借受者に承認並びに交付決定通知をする。

〈必要書類〉

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）承認及び交付決定書 （様式通－1）

(2) 事業変更承認と変更交付決定の手続き

- ① 振興基金による事業の承認・交付決定後に申請書等の内容に変更があった場合、借受者は速やかに「漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）変更実施申請書」を作成し、融資機関を経由して振興基金に事業変更承認申請をしなければならない。ただし、振興基金は、やむを得ない事情があると判断できる場合以外、原則当該事業の変

更承認申請を認めないものとする。当初事業の内容変更のうち、事業に係る資金の貸付金利が、(1)で承認した金利を下回ったことによる利子助成の額の変更等は申請手続き不要とする。

- ② 振興基金は、この事業の変更申請書を承認並びに交付決定した場合は、「漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）変更承認及び交付決定書」をもって融資機関を経由し、借受者に通知するものとする。

〈必要書類〉

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）変更実施申請書 （様式変申－１）

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）

変更承認及び交付決定書 （様式変通－１）

3 利子助成金の支払

(1) 利子助成金支払請求手続き（借受者・融資機関）

- ① 融資機関は借受者から受領した「事業実施申請並びに利子助成金の支払請求等に関する委任状」に基づき、一年を「４・５・６月」を第１四半期、「７・８・９月」を第２四半期、「１０・１１・１２月」を第３四半期、「１・２・３月」を第４四半期の四半期に区分けし、当該四半期に借入金の約定返済日が到来し、返済を受けた借入金に係る利子助成金の額の合計額について、「漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）に係る利子助成金支払請求一覧表」に記入し、当該四半期最終月の翌月の１０日までに（当日が非営業日の場合は翌営業日）振興基金に提出し、支払請求を行う事とする。ただし、第４四半期中に返済期日が到来する場合、振興基金が別途定める期日までに利子助成金支払請求するものとし、約定日に償還できなかった案件については延滞の事実確認後速やかにその旨報告することとする。なお、振興基金が別途定める期日を過ぎて支払の請求があったものについては、原則受け付けないこととする。
- ② 借入金の約定返済日に約定通りの返済ができず延滞となり、融資機関が利子助成金支払い請求をできなかった場合で、次の利子助成金支払請求日までに延滞が解消された場合については、借受者の次回約定返済分に係る利子助成金支払請求と併せて、延滞利息を含まない当初約定日までの約定利息について①により利子助成金支払請求を振興基金に行うものとする。

〈必要書類〉

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）

に係る利子助成金支払請求一覧表（〇〇年度第〇四半期分）（様式請－１）

(2) 利子助成金支出手続き

- ① 振興基金は、(1)による利子助成金支払請求があった場合、利子助成金請求金額を確認の上、これを適切と認めたときは、速やかに融資機関経由の上、「漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）に係る利子助成金支払決定通知書」を借受者に通知するものとする。
- また、融資機関に対しては、「漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）に係る利

子助成金支払決定通知一覧表」を通知するものとする。

- ② 振興基金は、対策事業の適切な執行のために必要と認められる場合、利子助成金を直接借受者に支払うことができるものとする。

〈必要書類〉

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）

に係る利子助成金支払決定通知書（〇〇年度第〇四半期分）（様式通－２）

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）

に係る利子助成金支払決定通知一覧表（〇〇年度第〇四半期分）（様式通－３）

第５条 事業の利子助成金交付の中止、利子助成金の返還等

（１）利子助成金交付の中止・終了等

- ① 振興基金は、以下のア～キまでに掲げる事項に該当すると認めるときは、その事実が判明した日以降の利子助成金の交付について停止することができるものとする。

ア 対象資金について融資機関より全額繰上償還の請求が行われたとき

イ 融資機関との貸借契約を解約・解除したとき

ウ 借入の対象となる事業の中止を確認したとき

エ 融資機関が借受者を適格と確認するための要件に該当しなくなった事実を確認したとき

オ 本事業と類似する他の国の事業を既に受けており、二重助成となっている事実が確認された場合（発生する恐れがある場合を含む。）

カ 第４条の３の（１）に定める利子助成金の支払請求について、振興基金に対して２回連続して利子助成金の支払請求を行う要件が満たせなかったとき。

キ 第６条により、振興基金が求めた報告を怠り、若しくは調査を拒み、又は借受者が提出した書類に虚偽の事実が記載されていたとき。

- ② 借受者は、以下のア～オまでに掲げる事項に該当するときは、すみやかに融資機関経由にて振興基金宛てに連絡すること（内容について振興基金にて事前確認を実施）。借受者は、振興基金からの結果報告をもって「漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）終了報告書」を作成し、融資機関経由で振興基金へ報告しなければならない。

ア 対象資金の全額繰上償還を行ったとき

イ 融資機関との貸借契約を解約・解除したとき

ウ 借入の対象となる事業の中止を確認したとき

エ 第３条の１に該当しなくなったとき

オ 本事業と類似する他の国の事業を既に受けており、二重助成となっている事実が確認された場合（発生する恐れがある場合を含む。）

〈必要書類〉

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）終了報告書（様式終－１）

※ 対象資金について一部繰上償還を行った場合には、すみやかに下記の書類を作成し、

融資機関経由にて振興基金に報告を行わなければならない。

〈必要書類〉

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）一部繰上償還報告書（様式繰－１）

（２）利子助成金交付終了通知・利子助成金の返還請求

- ① 振興基金は、（１）の①の事実を認めた場合または②による事業終了報告を受けた場合、「漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）終了通知書」により融資機関経由で借受者に通知するものとする。
- ② 振興基金は、次に掲げる事項に該当すると認めるとき、又はこの要領若しくはこの要領に基づく契約の条項に違反したことが明らかになった場合は、違反した事実が生じた日に遡り、利子助成金相当額を計算し、「漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）終了通知書」により、既支払済利子助成金の返還を請求するものとする。
 - a 利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載が行われたとき
 - b 融資機関から借り入れた対象資金をその貸付用途以外に使用したとき（既往債務の返済にあてた場合等を含む）

〈必要書類〉

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）終了通知書（様式終－２）

第６条 報告の徴収等

- （１）融資機関は、当該事業年度内に実施した本事業について「漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）実績報告書」により３月３１日（当日が非営業日の場合は前営業日）までに報告するものとする。
- （２）融資機関は、振興基金が融資機関の行った第３条の事業実施に係る事務に関し、報告を求めた場合又はその職員を派遣して、当該事務に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合、これに協力しなければならない。

〈必要書類〉

漁業経営安定対策（施設整備等利子助成事業）実績報告書（様式報－１）

漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)実施申請書

公益財団法人沖縄県漁業振興基金 御中

私は、漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)を実施することとしたいので、「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)助成規程」第4条の1の(1)に基づき、これを申請する。

なお、この度の同事業の実施、同事業の利子助成金の受取に係り、同規程第3条に示す当該事業の対象要件を満たさなくなった場合、及び同規程第5条に示す事項に該当した場合、本事業にかかる借入金の利子助成を打ち切られても貴基金及び融資機関には一切ご迷惑お掛けしません。

また、同規程第3条及び第5条に示す事項に該当した際、貴基金より事業開始より受入れした利子助成金の全額若しくは一部について返還を求められても異議を申し立てず、返還を致します。

記

資金名	資金
資金内容	
借入申込金額	円
年利率	%
償還条件	
貸付予定日	年 月 日
第1回目償還日	年 月 日
最終期日	年 月 日
証明・確認日(注1)	年 月 日
その他	
[確認事項(注2)]	資金の払い出し回収などの説明を融資機関から受け、同意した。 [☐ はい ・ ☐ いいえ]

(注1) : 必ず記入をお願いします。

(注2) : [確認事項]については、融資機関から説明を受け同意したかについて、
□欄にチェックをお願いします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

本件について、申請者が上記条件で本会から借入を行うことと、当該事業の事業対象者として適格※であることを確認致しました。

年 月 日

住 所

融資機関名

印

※ 助成規程第3条の1に該当しない場合及び第5条の(1)の①のオに該当する場合、本事業を受けることはできません。

事業実施申請並びに利子助成金の支払請求等に関する委任状

沖縄県信用漁業協同組合連合会
代表理事会長 殿

私は、〇〇年〇〇月〇〇日に提出した「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)実施申請書(様式申－１①)」に示す資金の借入に係る漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)の適用と利子助成金の交付を受けたいので、貴連合会を代理人と定め、同事業実施申請及び利子助成金支払請求並びに代理受領に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)実施申請書

公益財団法人沖縄県漁業振興基金 御中

私は、漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)を実施することとしたいので、「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)助成規程」第4条の1の(1)に基づき、これを申請する。

なお、この度の同事業の実施、同事業の利子助成金の受取に係り、同規程第3条に示す当該事業の対象要件を満たさなくなった場合、及び同規程第5条に示す事項に該当した場合、本事業にかかる借入金の利子助成を打ち切られても貴基金及び融資機関には一切ご迷惑お掛けしません。

また、同規程第3条及び第5条に示す事項に該当した際、貴基金より事業開始より受入れした利子助成金の全額若しくは一部について返還を求められても異議を申し立てず、返還を致します。

記

資金名	資金
資金内容	
借入申込金額	円
年利率	%
償還条件	
貸付予定日	年 月 日
第1回目償還日	年 月 日
最終期日	年 月 日
証明・確認日(注1)	年 月 日
その他	
[確認事項(注2)]	資金の払い出し回収などの説明を融資機関から受け、同意した。 [☐ はい ・ ☐ いいえ]

(注1) : 必ず記入をお願いします。

(注2) : [確認事項]については、融資機関から説明を受け同意したかについて、
□欄にチェックをお願いします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

本件について、申請者が上記条件で〇〇から借入を行うことと、当該事業の事業対象者として適格※であることを確認致しました。

年 月 日

年 月 日

住 所

住 所

受託金融機関名

印 該当機関名

印

※ 助成規程第3条の1に該当しない場合及び第5条の(1)の①のオに該当する場合、本事業を受けることはできません。

※ 受託金融機関名は、該当する場合記入。

(注) 融資機関が沖縄県信用漁業協同組合連合会以外の場合本様式を使用して下さい。

事業実施申請並びに利子助成金の支払請求等に関する委任状

融資機関名

殿

(受託金融機関名)

(

殿)

私は、 年 月 日に提出した「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)実施申請書(様式申－１③)」に示す資金の借入に係る漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)の適用と利子助成金の交付を受けたいので、貴連合会を代理人と定め、同事業実施申請及び利子助成金支払請求並びに代理受領に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

(注) 融資機関が沖縄県信用漁業協同組合連合会以外の場合本様式を使用して下さい。

漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)に係る 利子助成金の受入口座届(新規)

沖縄県信用漁業協同組合連合会
代表理事会長 殿

この度の漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)に係り、「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)助成規程」第4条の3の(1)に基づき公益財団法人沖縄県漁業振興基金から支払われる利子助成金は、下記の借入金償還口座へ入金して頂きますようお願い致します。

記

融資機関 (金融機関コード)	支店名 (支店コード)	口座名義	口座種類	口座番号
()	()	フリガナ	当 普	

※ 利子助成金申請人・口座名義人・借入人は一致すること。

年 月 日

住 所

氏 名

印

※ 受入口座届(新規)の提出は、一度限りで結構です。なお、やむを得ず利子助成金の受入口座を変更する場合は、受入口座届(変更)(様式申－2③)をご使用ください。

漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)に係る 利子助成金の受入口座届(新規)

公益財団法人沖縄県漁業振興基金 御中

この度の漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)に係り、「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)助成規程」第4条の3の(1)に基づき公益財団法人沖縄県漁業振興基金から支払われる利子助成金は、下記の借入金償還口座へ入金して頂きますようお願い致します。

記

融資機関 (金融機関コード)	支店名 (支店コード)	口座名義	口座種類	口座番号
()	()	フリガナ	当 普	

※ 利子助成金申請人・口座名義人・借入人は一致すること。

年 月 日

住 所

氏 名

印

※ 受入口座届(新規)の提出は、一度限りで結構です。なお、やむを得ず利子助成金の受入口座を変更する場合は、受入口座届(変更)(様式申－2④)をご使用ください。

※ 漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)助成規程」第4条の3の(2)の②(様式申－1③を使用)に該当する場合に使用。

漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)に係る 利子助成金の受入口座届(変更)

沖縄県信用漁業協同組合連合会
代表理事会長 殿

この度の漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)に係り、「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)助成規程」第4条の3の(1)に基づき公益財団法人沖縄県漁業振興基金から支払われる利子助成金は、下記の借入金償還口座へ入金して頂きますようお願い致します。

記

融資機関 (金融機関コード)	支店名 (支店コード)	口座名義	口座種類	口座番号
()	()	フリガナ	当 ・ 普	

※ 利子助成金申請人・口座名義人・借入人は一致すること。

年 月 日

住 所

氏 名

届出印

※ 必ず前回提出した受入口座届(変更前のもの)の写しを添付してください。

漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)に係る
利子助成金の受入口座届(変更)

公益財団法人沖縄県漁業振興基金 御中

この度の漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)に係り、「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)助成規程」第4条の3の(1)に基づき公益財団法人沖縄県漁業振興基金から支払われる利子助成金は、下記の借入金償還口座へ入金して頂きますようお願い致します。

記

融資機関 (金融機関コード)	支店名 (支店コード)	口座名義	口座種類	口座番号
()	()	フリガナ	当 ・ 普	

※ 利子助成金申請人・口座名義人・借入人は一致すること。

年 月 日

住 所

氏 名

届出印

※ 必ず前回提出した受入口座届(変更前のもの)の写しを添付してください。

年 月 日

殿

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長**漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)
承認及び交付決定書**

〇〇年〇〇月〇〇日付、貴殿より提出された「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)実施申請書(以下、「申請書」という。)」については、「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)助成規程」第4条の2の(1)に基づき、これを承認し、下記の通り利子助成金の交付を決定します。

貴殿におかれましては、「水産関係民間団体事業実施要領の運用について(平成22年3月26日付21水港第2597号水産庁長官通知)」及び「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)助成規程」に従って事業を実施してください。

記

利子助成金交付の対象となる事業は、上記貴殿より提出された申請書により承認されたものとし、その内容は申請書の記載の通り(下記参照)とします。

	申請内容及び決定内容	決定内容(左記申請内容と相違ある場合のみ記載)
資金名	資金	資金
資金内容		
借入申込金額	円	円
年利率	%	%
償還条件		
貸付(借入)予定日 (積立金支払予定日)	年 月 日 (年 月 日)	年 月 日 (年 月 日)
第1回目償還日	年 月 日	年 月 日
最終期日	年 月 日	年 月 日
証明・確認日	年 月 日	年 月 日
その他		

以 上

年 月 日

殿

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長**漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)に係る
利子助成金支払決定通知書(〇〇年度第〇四半期分)**

〇〇年〇〇月〇〇日付、貴殿より提出された「〇〇年〇期の漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)に係る利子助成金支払請求一覧」に基づき、下記の通り利子助成金を決定し、貴殿指定口座へ別途支出されたので、「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)助成規程」第4条の3の(2)に基づき通知します。

記

(単位:円)

資金名	支払請求額	決定内容

※ 助成規程第4条の2の(2)の①に該当する場合。

年 月 日

融資機関

殿

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長

漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)に係る
利子助成金支払決定通知一覧表(〇〇年度第〇四半期分)

〇〇年〇〇月〇〇日付、貴殿より提出された「〇〇年〇期の漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)に係る利子助成金支払請求一覧」に基づき、下記の通り利子助成金を決定し、貴殿指定口座へ別途支出されたので、「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)助成規程」第4条の3の(2)に基づき通知します。

記

(単位:円)

融資機関名	支払請求金額	決定内容
合 計	0	0

漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)変更実施申請書

公益財団法人沖縄県漁業振興基金 御中

〇〇年〇〇月〇〇日付け、私から提出した「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)実施申請書(以下、「申請書」という。))に係り、貴基金より〇〇年〇〇月〇〇日付け「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)承認及び交付決定書」にて承認され、交付決定を受けました取組につき、下記の通り変更したく、「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)助成規程」第4条の2の(2)に基づき、これを承認されたく申請する。

記

	当初条件	変更後
資金名	資金	—
資金内容		—
借入申込金額	円	—
現在残高	円	円
年利率	%	%
償還条件		
貸付(借入)予定日	年 月 日	年 月 日
(積立金支払予定日)	(年 月 日)	(年 月 日)
第1回目償還日	年 月 日	年 月 日
最終期日	年 月 日	年 月 日
証明・確認日	年 月 日	年 月 日
その他		

【変更理由及び内容】

【変更内容がわかる資料】 別添のとおり

年 月 日
住 所
氏 名

印

年 月 日

殿

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長

漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)変更承認及び交付決定書

〇〇年〇〇月〇〇日付、貴殿より提出された「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)変更実施申請書(以下、「申請書」という。)」については、「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)助成規程」第4条の2の(2)に基づき、これを承認し、下記の通り利子助成の交付を決定します。

貴殿におかれましては、「水産関係民間団体事業実施要領の運用について(平成22年3月26日付21水港第2597号水産庁長官通知)」及び「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)助成規程」に従って事業を実施してください。

記

利子助成金交付の対象となる事業は、上記貴殿より提出された申請書により承認されたものとし、その内容は申請書の記載の通り(下記参照)とします。

	当初条件	変更後
資金名	資金	—
資金内容		—
借入申込金額	円	—
現在残高	円	円
年利率	%	%
償還条件		
貸付(借入)予定日 (積立金支払予定日)	年 月 日 (年 月 日)	年 月 日 (年 月 日)
第1回目償還日	年 月 日	年 月 日
最終期日	年 月 日	年 月 日
証明・確認日	年 月 日	年 月 日
その他		

以 上

年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金 御中

融資機関名

○ ○ ○ ○

漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)に係る利子助成金 支払請求一覧表(〇〇年度第〇四半期分)

標記事業に係る利子助成金支払請求について、下記のとおり「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)助成規程」第4条の3の(1)に基づき、利子助成金の支払いを請求致します。なお、利子助成金については、下記の受入口座に入金願います。

記

(単位:円、%)

No	借受者名	資金名	対象元金	計算対象期間 年月日～年月日	利子 助成率	利子助成金 請求額	最終期日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合 計						0	

利子助成金受入口座

融資機関 (金融機関コード)	支店名 (支店コード)	口座名義	口座種類	口座番号
		ワガナ	当 普	

- (注) 資金名が異なる場合には、対象者が同一であっても、資金名毎、同一資金名毎に取りまとめる。
本事業は最終期日到来後5年間書類の保存が必要であるため、最終期日についても記入すること。
上記の計算方法による利息支払額と実際支払った利息額が異なる場合につきましては、実際支払った金額で請求すること。また、利子助成金の請求根拠となる資料を添付すること。
- ※ 実際の利子助成金の額(実際に借受者より利払いのあった金額)について記入し、請求を行うこと。
助成規程第4条の3の(2)の②に該当(様式申－1③を使用)する場合は、利子助成受入口座は空欄又は借入者の口座名を記載すること。

漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)終了報告書

公益財団法人沖縄県漁業振興基金 御中

〇〇年〇〇月〇〇日付、貴振興基金より(変更)承認及び利子助成金の交付決定を受けた「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)」について、「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)助成規程(以下、「助成規程」という。)」第5条の(1)の②に基づき、報告致します。

記

対象者名	
資金名	資金
当初借入金額	円
現在残高(繰上償還額)	円
年利率	%
当初最終期日	年 月 日
助成規程第5の(1)の② に記載する事項に該当した日	年 月 日

年 月 日

住 所

氏 名

印

年 月 日

殿

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
理事長

漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)終了通知書

(通常の場合)

〇〇年〇〇月〇〇日付、貴殿より提出された「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)終了報告書」については、受領致しましたので、「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)助成規程」第5条の(2)の①に基づき、通知致します。

(利子助成金の返還請求を行う場合)

〇〇年〇〇月〇〇日付、貴殿より提出された「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)終了報告書」については、受領致しましたので、「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)助成規程」第5条の(2)の②に基づき、通知致します。

ついては、既支払済の利子助成金 円(〇〇年〇〇月〇〇日付「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)」にかかる利子助成金支払い決定通知書」相当分)について、〇〇年〇〇月〇〇日までに下記口座へ返還するよう請求致します。

記

(振込先)

【金融機関名】

【口座名義】

【口座番号】

以上

漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)一部繰上償還報告書

公益財団法人沖縄県漁業振興基金 御中

貴振興基金より〇〇年〇〇月〇〇日付け「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)承認及び交付決定書」にて承認された取組みにつき、対象資金の一部繰上償還を下記の通り行いましたので、ご報告致します。

記

資金名	資金
当初借入金額	円
繰上償還後現在残高	円
(繰上償還額)	(円)
年利率	%
最終期日の変更の有無	有 ・ 無
「有」の場合、変更後の期日	年 月 日
(当初最終期日)	年 月 日
その他	

年 月 日
住 所
名 称
氏 名

印

本件について、申請者が上記条件のとおり一部繰上償還を行ったことを確認致しました。

年 月 日
住 所
融資機関名

印

年 月 日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金 御中

融資機関名
○ ○ ○ ○

漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)実績報告書

漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)について、下記のとおり実施したので、「漁業経営安定対策(施設整備等利子助成事業)助成規程」第6条に基づき、ご報告致します。

記

(単位:円、%)

No	借受者名	資金名	対象元金	計 算 対 象 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日	利子 助成率	利子助成金 請求額	最終期日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
合 計						0	

(注)資金名が異なる場合には、対象者が同一であっても、資金名毎、同一の利子助成率毎に取りまとめる。

借入者数(名)	借入件数(件)